

緊急事態宣言の期間延長に伴う新座市の教育活動

1 概要

令和3年8月25日付教義指第660号のとおり、感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施せず、感染防止対策を徹底する。

- (1) 期間 9月13日(月)から宣言解除まで
 (2) 対象 新座市立小・中学校

2 対応

特に、次の期間については、児童生徒の安全・安心確保の観点から次のように教育課程を変更する。

期間	内容
9月13日(月)～17日(金)	原則「OMO型分散登校」を実施 低学年において密が解消できない場合は、該当学年のみ「 <u>対面授業(半日)+オンライン授業(半日)</u> 」
9月21日(火)～30日(木)	原則「OMO型分散登校」 感染状況により「 <u>対面授業(半日)+オンライン授業(半日)</u> 」への切り替えを検討
<u>緊急事態宣言解除・まん延防止等重点措置へ移行した場合</u>	通常日課に戻すことが前提 要請内容や感染状況により、「 <u>OMO型分散登校」「対面授業(半日)+オンライン授業(半日)</u> 」を実施

- (1) 感染予防のより一層の徹底：感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施しない。着座にて、飛沫防止ガードを活用し、原則マスクをした学習については、この限りではない。
 (2) 校外行事や集会活動の実施について：期間中の社会科見学等や全校児童生徒が参加する校外行事、一堂に会する集会計画を見合わせ、解除後の実施を検討する。
 (3) 運動会や体育祭の実施について：開催時期や方法、公開の可否や制限については、各校が実情に合わせて検討する。来賓の招待については行わない。

- (4) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事
期間中の宿泊を伴う校外行事については実施せず、解除後の実施や代替行事を検討する。
 (5) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。
 (6) 家庭への周知：本人や家族に体調不良がある場合は登校しないことや、県境をまたぐ移動は極力控えるとともに不要不急の外出を避け、会食等を自粛することを求める。
 (7) 熱中症事故防止等への配慮：マスクを着用して運動した場合の悪影響や、熱中症リスク、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとることなどについて注意喚起する。

3 部活動の実施について

期間	活動日数・時間	校外活動 (練習試合等)
9月13日(月) ～宣言解除まで	週2日以内(平日のみ) 90分以内	禁止
年4回の大会及び コンクールとその上位 大会に参加する場合	ガイドラインによる	可

※活動の詳細については、令和3年8月26日付「夏季休業期間終了後の新座市の教育活動」のとおりとする。

- ◆健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと
- ◆更衣及び給水場面、下校時等における感染防止の行動を徹底
- ◆飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴うなど)は行わない
- ◆部室等狭い室内での着替えや会話を原則禁止し、自宅と活動場所との直行直帰を徹底、生徒同士の会食等は自粛すること